

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請等の手続について
（病院・診療所）

1 申請書類提出場所（郵送可）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 福祉保健部 障がい福祉課（TEL 055-237-5642）

2 新規申請手続

■提出書類（各1部）

各書類の記入については、第8号様式の記入要領を参考にしてください。

- （1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書
（病院・診療所） 第8号様式
- （2） 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙1）
- （3） 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙2）
- （4） 研究内容に関する証明書（別紙3）
- （5） 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙4）
（腎臓に関する医療を申請する場合添付）
- （6） 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙5）
（小腸に関する医療を申請する場合添付）
- （7） 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙6）又は（別紙7）
（心臓移植に関する医療を申請する場合添付）
- （8） 腎移植に関する臨床実績証明書（別紙8）
（腎移植に関する医療を申請する場合添付）
- （9） 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙9）又は（別紙10）
（肝臓移植に関する医療を申請する場合添付）
- （10） 学会加入証明書又は認定専門医証等の写し
- （11） 健康保険法による保険医療機関指定通知書の写し
- （12） 病院又は診療所の平面図、写真（入口、待合室、通路等）
- （13） その他必要と認める書類

■事務処理期間

申請書類を受理後、審査した上で指定します。審査に時間がかかりますので、毎月20日（20日が休日の場合その前日）までに申請書類を提出してください。

指定年月日は書類提出日の翌月初日を原則とします。

書類に不備や、疑義がある場合、決定が遅れることがあります。

■指定期間

指定期間は、指定日より6年間です。

3 更新手続

指定については、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項）。更新を希望する場合は、指定期間最終日の月の20日（20日が休日の場合その前日）までに更新の申請を行ってください。

■提出書類（各1部）

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院・診療所）
第16号様式
- (2) その他必要と認める書類

4 変更手続等

■指定自立支援医療機関の変更

ア 次に掲げる事項に変更があった場合には、第1号様式により届け出ること。

- ・病院・診療所の名称及び所在地
- ・開設者の住所及び氏名又は名称
- ・保険医療機関である旨
- ・標ぼうしている診療科名
- ・指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴
- ・指定自立支援医療を行うために必要な設備の概要
- ・診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員

イ 主として担当する医師又は歯科医師の変更については、第1号様式とともに、次の書類を添付すること。

- (ア) 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書 第8号様式（別紙1）
- (イ) 研究内容に関する証明書 第8号様式（別紙3）
- (ウ) 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書 第8号様式（別紙4）
（腎臓に関する医療を申請する場合添付）
- (エ) 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書 第8号様式（別紙5）
（小腸に関する医療を申請する場合添付）
- (オ) 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 第8号様式（別紙6）
又は（別紙7）
（心臓移植に関する医療を申請する場合添付）

- (カ) 腎移植に関する臨床実績証明書 第8号様式(別紙8)
(腎移植に関する医療を申請する場合添付)
- (キ) 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 第8号様式(別紙9)
又は(別紙10)
(肝臓移植に関する医療を申請する場合添付)
- (ク) 学会加入証明書又は認定専門医証等の写し
- (ケ) その他必要と認める書類

■指定自立支援医療機関の休止・廃止・再開

次に掲げる事項が生じた場合には、第14号様式により届け出ること。

- ・指定自立支援医療機関の業務を休止、廃止、又は再開したとき。
- ・関係法令による処分を受けたとき。

■指定自立支援医療機関の辞退

指定自立支援医療機関の指定を辞退するときには、第15号様式により届け出ること。